

1 2月 は国民健康保険制度の適用適正化月間

～お手元の保険証を確認しましょう～

①国民健康保険の届出を忘れずに

	届出が必要なとき	届出に必要なもの
加入する 場合	他の市町村から転入したとき	他の市町村からの転出証明書・印鑑
	職場の健康保険をやめたとき (扶養から外れたとき)	健康保険をやめた証明書・印鑑 (資格喪失連絡票など)
	子どもが生まれたとき	出生を証明するもの・印鑑
脱退する 場合	他の市町村に転出するとき	国保の保険証・印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の保険証・印鑑
	加入者が亡くなったとき	国保の保険証・印鑑
その他	町内で住所が変わったとき 世帯や氏名が変わったとき	国保の保険証・印鑑
	保険証を失くしたとき	身分を証明するもの・印鑑
	就学等のため転出する場合	国保の保険証・在学証明書・印鑑

※ 転出や健康保険に加入した場合、転居等の場合は、全員分の保険証をお持ちください。

届出が遅れると、国保税が一度に課税されたり、社会保険等と二重払いしてしまうこととなりますので、早めに届出をしましょう。

医療機関を受診するときは、加入している保険証の資格をよく確認しましょう。資格がない期間に保険証を使用すると、医療費を返していただく場合がありますのでご注意ください。

②社会保険の被扶養者になれる場合があります

同じ世帯に健康保険の加入者がいる場合、被扶養者として認定されることがあります。扶養認定ができるかどうか、お勤め先に確認してください。

※扶養認定の要件は、健康保険組合により異なります。

【国民健康保険と社会保険の保険料の算定の違い】

- ・国民健康保険税は被保険者が一人増えるごとに税額が増加します。
- ・社会保険は、扶養する人数が増えても保険料に変更はありません。



▶ 問合せ 町民課国保年金係 ☎2113